

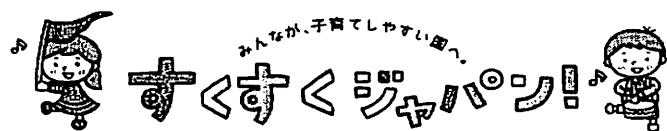
H26.7月

子ども・子育て支援新制度の解説動画
使用資料

①制度概要

(文部科学省初等中等教育局幼児教育課)

(※一部 H26.9月資料追加あり)



子ども・子育て支援新制度の解説

①制度概要

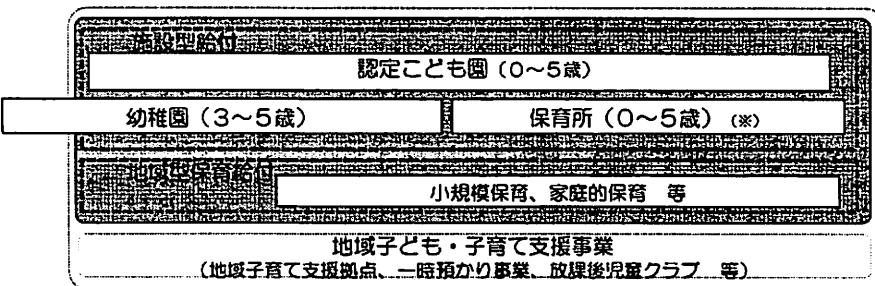
平成26年7月
文部科学省

I. 制度の全体像

子ども・子育て支援新制度の全体像

①幼児期の学校教育・保育・子育て支援について共通の仕組みの下で必要な財源を確保

- ◇ 「施設型給付」「地域型保育給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」の創設・充実
- ◇ 公定価格(国で告示) (*) = 施設型給付(施設が法定代理受領) + 利用者負担(国基準内で世帯所得を勘案して市町村が設定)



(※)私立保育所については、委託費

安定財源を確保し、子育て分野の「量的拡充」「質の改善」を実現
 ・消費税財源で約0.7兆円
 ・それ以外の財源を含め約1兆円超

②市町村が計画的に地域の子育て基盤を整備(市町村の責務として位置づけ)

- ◇ 市町村は地域の需要(潜在需要を含む)を把握し、5か年計画を通じて給付・事業を推進(幼児教育を含む)
- ◇ 教育・保育の利用時間(教育標準時間、保育標準時間、保育短時間)を居住地市町村が認定(短時間就労も対応)
- ◇ 市町村が給付の対象施設・事業者を確認し、施設・事業者が計画に協力(利用定員、応諾義務・運営基準)

③その他の制度改善

- ◇ 幼保連携型認定こども園の二重行政の解消、認定こども園への財政支援の恒久化
- ◇ 保育所・認定こども園の認可・認定制度の見直し(裁量の恣意性の排除)、意向を踏まえた需給調整の特例
- ◇ 小規模保育等の新設(大都市部の保育需要増大、人口減少地域の保育の確保等に対応し、質を確保しつつ財政支援を拡充)

2

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

- 子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育を利用する子どもについて次の3つの認定区分に従って、居住地市町村が認定(区分、事由、保育必要量)を行い、利用施設・事業者が施設型給付費等を法定代理受領する。

認定区分	給付の内容 (保育必要量)	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの(1号認定子ども) (第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けすることが困難であるもの(3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

	幼稚園からみた整理	通常の教育時間	預かり保育
新制度	【保育認定子ども】(2号認定・3号認定) ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園	施設型給付	施設型給付
	【教育標準時間認定子ども】(1号認定) ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園 ・幼稚園		
現行	「施設型給付」を受けない幼稚園	私学助成 (一般補助)	私学助成 (特別補助:預かり保育推進事業)

3

子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢

		位置付け・役割	施設の認可・指導監督等 (認可) (確認)		財政措置	選考・保育料等の取扱い
新制度	「施設型給付」を受ける認定こども園 (幼保連携型) (幼稚園型)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育と保育を提供する機関 (幼保連携型) :学校と児童福祉施設の位置付け (幼稚園型) :保育機能を認定 ○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督 ○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督 <p>※新制度において、認可・指導監督等の一本化、給付の共通化を行うことにより、幼保連携型認定こども園の二重行政を解消</p> <p>※認可等の際、都道府県は実施主体である市町村との協議を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、市町村が確認・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○「保育の必要性」の認定を受けた利用者 :「保育時間」に対応する「施設型給付」※² ○その他の利用者 :「教育標準時間」に対応する「施設型給付」※² ○私学助成 (特別補助等)※³ 	<ul style="list-style-type: none"> ○応諾義務 *「正当な理由」がある場合を除く ○利用者負担は応能負担 *一定の要件の下で上乗せ徴収可
	「施設型給付」を受ける幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育を提供する機関 ○市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応 	○都道府県が認可・指導監督	<ul style="list-style-type: none"> ○「給付の支給対象施設」として、市町村が確認・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○「教育標準時間」に対応する「施設型給付」※² ○私学助成 (特別補助等)※³ 	
現行どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園※ ¹	○学校教育を提供する機関	○都道府県が認可・指導監督		<ul style="list-style-type: none"> ○私学助成(一般補助・特別補助) ○幼稚園就園奨励費(保護者向け) 	<ul style="list-style-type: none"> ○建学の精神に基づく選考 ○利用者負担は設置者が設定

※¹ 現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされる。

※² 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

※³ 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を予定。

II. 自治体計画と認可・認定制度

市町村子ども・子育て支援事業計画イメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント ー「量の見込み」、「確保の内容」・「実施時期」

<量の見込み>

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

- ・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3~5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0~2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

○地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、二時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例)「保育の必要性あり(3~5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

6

自治体計画と認可・認定の関係

○保育所・認定こども園・地域型保育事業の認可・認定は、計画上の需要と供給の状況に応じて以下のとおり。

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) ⇒ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) ⇒ 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)

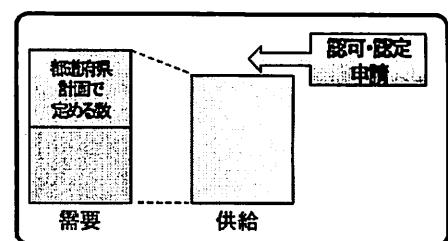
○既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

→ 需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給

⇒ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

※ この「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。設定に当たり、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

※ 幼保連携型認定こども園については「指定都市・中核市の計画で定める数」。



上記認可・認定の扱いは、認定こども園法施行規則に規定(7月2日官報掲載)

◎平成25年8月6日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

(別添)四 認可及び認定に係る需給調整 1基本的考え方(第三の二2(二)イ及び四2(二)(2)関係)

2 認定こども園への移行に係る需給調整の特例(第三の四2(二)(2)ウ関係)

○「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるように設定することが基本であること。

具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望を把握し、これらの移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論を経る等、透明化を図った上で設定すること。

◎平成25年12月18日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

その趣旨は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものです。(中略)

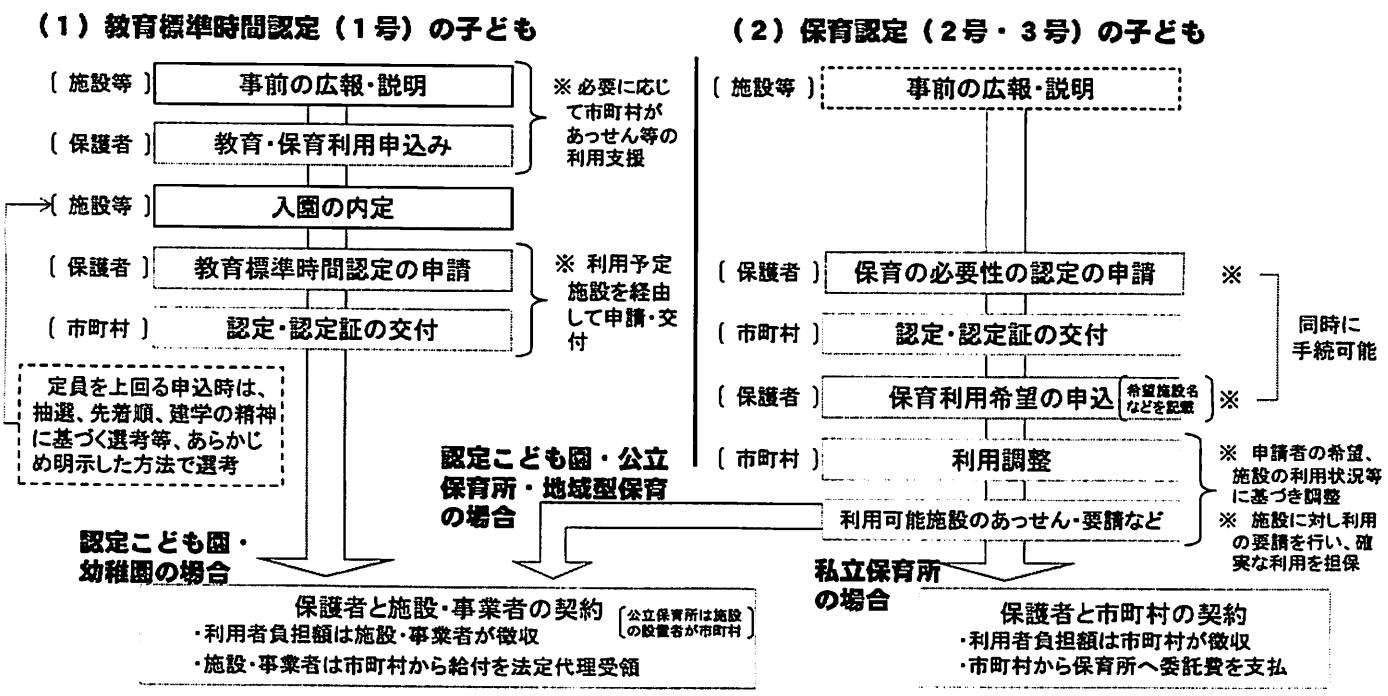
「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量-需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことになることにご留意ください。

7

III. 園児募集、利用手続

教育・保育の利用に必要な手続

- 利用の申込みがあったときは、「正当な理由」がある場合を除き、拒んではならない(応諾義務)。※幼稚園・認定こども園は、保護者と施設の直接契約であり、保護者が情報収集し必要に応じ複数施設から説明を受けた上で、申込みを行う想定。
- 当分の間、保育認定(2号・3号)の子どもの全ての保育の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)



共働き等家庭の子どもが幼稚園等を利用する場合の支給認定等

- 共働き等家庭の子どもについても、保護者の希望と選択に応じた認定を受け、幼稚園等を利用することが可能。

※ 幼稚園等:幼稚園又は認定こども園(教育標準時間認定(1号認定)の利用定員)

※ 保育所等:保育所又は認定こども園(満3歳以上・保育認定(2号認定)の利用定員)

	保護者の利用希望等	支給認定の申請	通常の 教育時間	預かり保育
新規に支給認定を受ける場合	●幼稚園等のみを希望	1号(入園内定施設を通じて申請)	施設型給付(1号)の対象	
	●幼稚園等と保育所等の両方を希望(併願) ①利用調整の結果、入所待機となったため、併願し内定していた幼稚園等に入園 ②利用調整の結果、入所可能な保育所等を示されたが、併願し内定していた幼稚園等が最も希望に合致したため、幼稚園等に入園	2号	特例施設型給付(2号)の対象	一時預かり事業(幼稚園型)
	●保育所等のみを希望 ③通園可能な域内に保育所等がなかったため、幼稚園等の利用を申し込んで入園 ④利用調整の結果、入所待機となったため、幼稚園等の利用を申し込んで入園			
保育認定を既に受けている場合 ①小規模保育の卒園者が入園、②転居により保育所等から転園	既に受けている2号認定をそのまま活用			

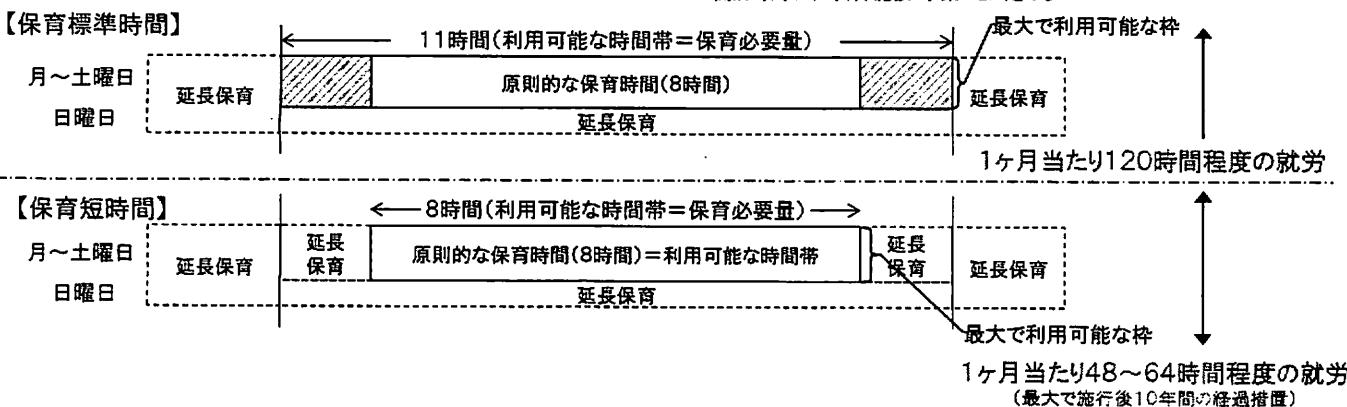
入園後、一定期間内に保育所等への転園の希望の有無を確認。希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられる。
※ 認定こども園の場合は特例施設型給付の対象とならないため、共働き等であるが2号定員ではなく1号定員として利用する場合は、1号認定に変更して施設型給付(1号)を受けることが必要。

保育標準時間・保育短時間

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める



(参考)平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- (前略)新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることができる制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- (前略)保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようすること。
- (前略)柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

IV. 確認制度 (確認、利用定員、運営基準等)

確認制度について① (市町村の確認、利用定員)

【確認主体について】

- 納付の実施主体である市町村(基礎自治体)が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
 - ① 教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上とする(幼稚園は適用なし)。
 - ② 利用定員は、認定区分(1号～3号)ごと、3号認定(保育認定・満3歳未満)は0歳と1・2歳に区分して設定する。
 - ③ 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応とする。
 - ・ 恒常に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定する。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れを可能とする(実利用人員に応じた基準を満たすことが前提)。
 - ・ 恒常的な利用定員の超過については、公定価格において費用調整(減算)。
 - ④ 認定こども園の認定区分の変更については、引き続き同施設の利用を可能とする柔軟な取扱いを基本とする。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があつたものとみなす。※私学助成を受ける幼稚園を選択する場合、施行前に「別段の申出」

認可定員超過園の利用定員
の設定方法は、現在整理中

【対象施設・事業について】

〔法人格〕

- 教育・保育施設は、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格が必要。地域型保育事業者は制限なし。
子ども・子育て支援法施行令に規定(6月13日公布) ※ 施行前に現に認可を受けている個人立幼稚園は、施行時に新制度に移行すれば給付の対象となる(みなし確認)。みなし確認を受けた個人立幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行した場合、引き続き給付の対象となる。個人立幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行した場合、みなし確認の有無にかかわらず、給付の対象となる。

〔運営基準の遵守〕

- 国が定める基準を踏まえ、給付の対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。⇒次ページ
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う(立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等)。

〔辞退〕

- 対象施設・事業としての地位(確認)を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。※施設・事業自体から撤退は、都道府県知事等の認可等が必要。

確認制度について②（運営基準）

- 市町村の確認を受ける施設・事業者が遵守すべき運営基準(本年4月30日に平成26年内閣府令第39号として制定)及び関連する通知等(今後運用を整理した上で発出予定)により明確化する事項は、主として以下のとおり。

分類	内容
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・内容・手続きの説明、同意、契約・応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考・支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供・子どもの心身の状況の把握・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)・連携施設との連携(地域型保育事業のみ)・利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)・利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)・特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示・秘密保持、個人情報保護・非常災害対策、衛生管理・事故防止及び事故発生時の対応・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)・苦情処理・会計処理(会計処理基準、区分経理、使途制限等)・記録の整備
管理・運営等に関する基準	
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none">・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)

14

確認制度について③（情報公表）

- 施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための教育・保育に関する情報の報告及び公表の対象となる事項について設定(都道府県が公表)。

分類	内容
施設・事業者情報	<ul style="list-style-type: none">・名称、所在地、代表者の氏名等・施設の種類(幼稚園、保育所、認定こども園)、地域型保育事業の種類(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)・名称、所在地等・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況)・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無、常勤・非常勤、勤続年数・経験年数等)・職員1人当たりの子ども数・利用定員、学級数、在籍子ども数・開所時間等
運営方針	<ul style="list-style-type: none">・施設・事業の運営方針・教育・保育の内容・特徴・選考基準・給食の実施状況・相談、苦情等の対応のための取組状況・自己評価等の結果・事故発生時の対応

新たな幼保連携型認定こども園の「学校」としての位置付け

教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

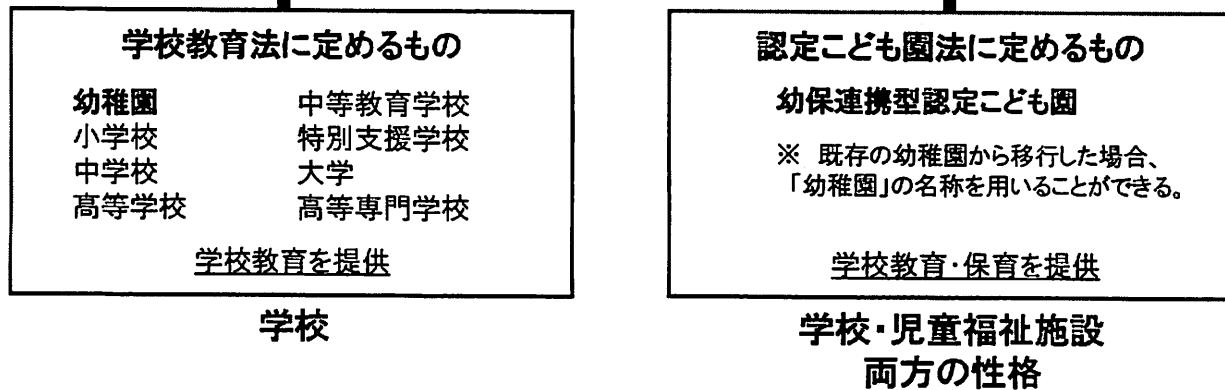
- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)



18

新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について

1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」として、本年4月30日に制定(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)。※一部事項は認定こども園法施行規則(7月2日制定)・関連通知に定める。
- 既存施設(幼稚園、保育所、認定こども園)からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認可となり、設備について、現行基準を適用する。

2. 設置パターン別の基準

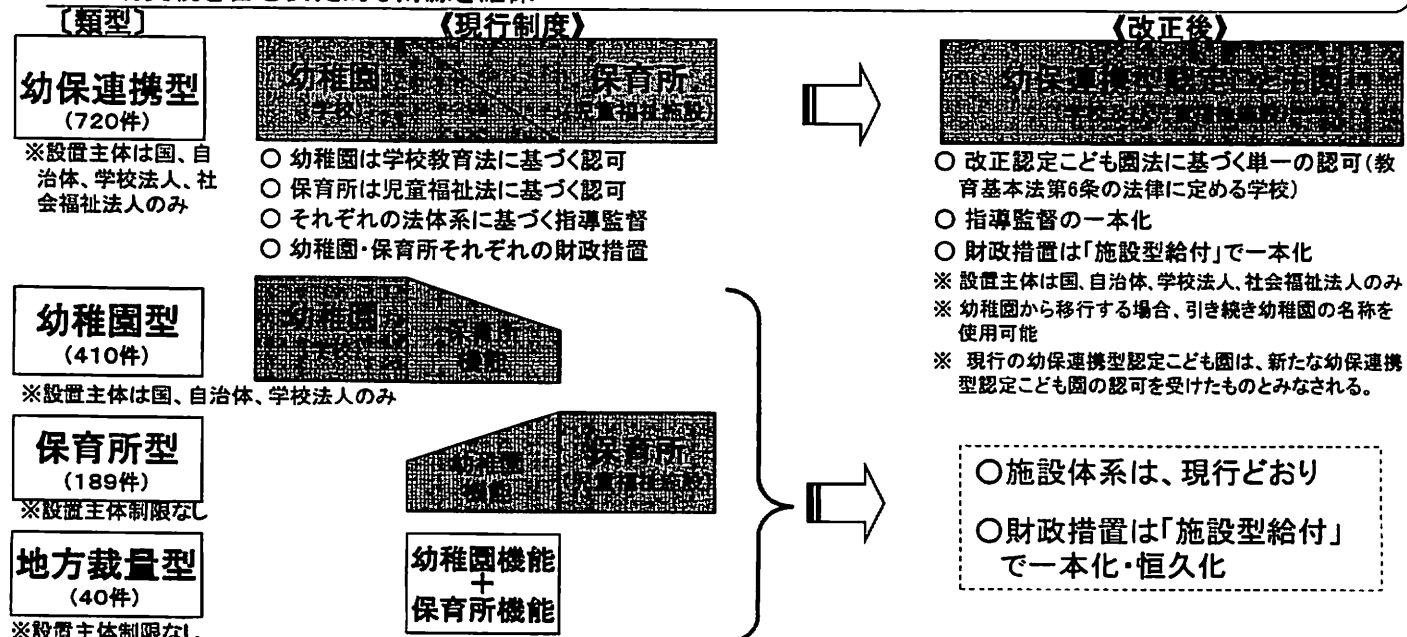
施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準
【新設】のパターン 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	<p>・幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。</p> <p>・満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置。</p> <p>・職員配置基準は、4・5歳児30:1、3歳児20:1(*), 1・2歳児6:1、乳児3:1 * 質の改善事項として、公定価格において3歳児20:1→15:1への配置改善を実施 ※配置数には、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含む(時限経過措置を設ける)。</p> <p>・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者 ・ただし、これと同等の資質を有する者も認める。(設置者が判断する際の指針を示す)</p> <p>・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(3学級420m²、1学級につき100m²増)</p> <p>・居室・教室面積は、保育所基準(1.98m²/人、乳児室は1.65m²/人、ほふく室は3.3m²/人)</p> <p>・園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置※名称は「園庭」とする。 ・園庭は同一敷地内又は隣接地に位置とし、面積は、①と②の合計面積 ①満2歳の子どもについて保育所基準(3.3m²/人) ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400m²、1学級につき80m²増)と保育所基準のいずれか大きい方 ※代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。</p> <p>・食事の提供、調理室の設置 ・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断)。 ・原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。</p>	

19

V. 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園

認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
→ 消費税を含む安定的な財源を確保



(認定こども園の合計件数は1359件(平成26年4月時点))

施設の設置 パターン	基本的考え方	主な基準
【既存の幼稚園・保育所からの移行】のパターン 既設の幼稚園（幼稚園型認定こども園）又は保育所（保育所型認定こども園）を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	<p>・適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、<u>移行特例を設ける。</u></p> <p>・確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す。</p> <p>・施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討。</p>	<p>〈園舎面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準(1.98m²/人、乳児室は1.65m²/人、ほふく室は3.3m²/人)で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級420m²、1学級につき100m²増)で可。 <p>〈園庭の設置・面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準(満2歳以上3.3m²/人)で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級400m²、1学級につき80m²増)で可。 <p>〈園庭の設置・面積(代替地・屋上)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと、代替地・屋上の算入可。
【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン 法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとなる場合	<p>・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に関して、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置(法律の附則)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置に関して、現行の認定こども園の配置基準(1号子どもは35:1、2号・3号子どもは年齢別配置基準)によることを認める(時限経過措置)。 ・設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。(学級編制、運営などについては、新設と同じ基準)

【その他法律で規定されている経過措置】

- ・現行の幼保連携型認定こども園は、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる。
- ・施行前までに幼稚園を設置している学校法人以外の者は、その幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- ・保育教諭は幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両方を有することが原則だが、施行後5年間に限り、いずれか一方しか有さない者も可。
- ・既設の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、引き続き幼稚園の名称を使用可。

20

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の策定について

- 全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、改正認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容に関する基準として策定
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行わなければならない(改正認定こども園法第6条)

中央教育審議会・文部科学省社会・家庭・保育審議会規制部会の協同会議の結果、以下の通りに決定されました。
改正認定こども園法第6条による「幼保連携型認定こども園の教育・保育の内容に関する基準」を策定するにあたり、今後も教育・保育要領統合化の方向を図ることとする旨の答申

基本的な考え方

- 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性
 - ・環境を通して行う教育及び保育を基本
 - ・健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域を維持し、ねらい・内容・内容の取扱いで構成
 - ・養護のねらいや内容、乳児・3歳未満児の保育の配慮事項について規定
- 小学校における教育との円滑な接続
 - ・乳幼児期にふさわしい生活を通じ、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う
 - ・小学校児童との交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど連携を通じた質の向上を図る
- 認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮
 - ・0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を発達の連続性を考慮して展開
 - ・生活の連続性や生活リズムの多様性に配慮し、在園時間・入園時期・登園日数の違いを踏まえ、一人一人の状況に応じて工夫
 - ・環境の構成の工夫について、満3歳未満と満3歳以上の園児のそれぞれを明示

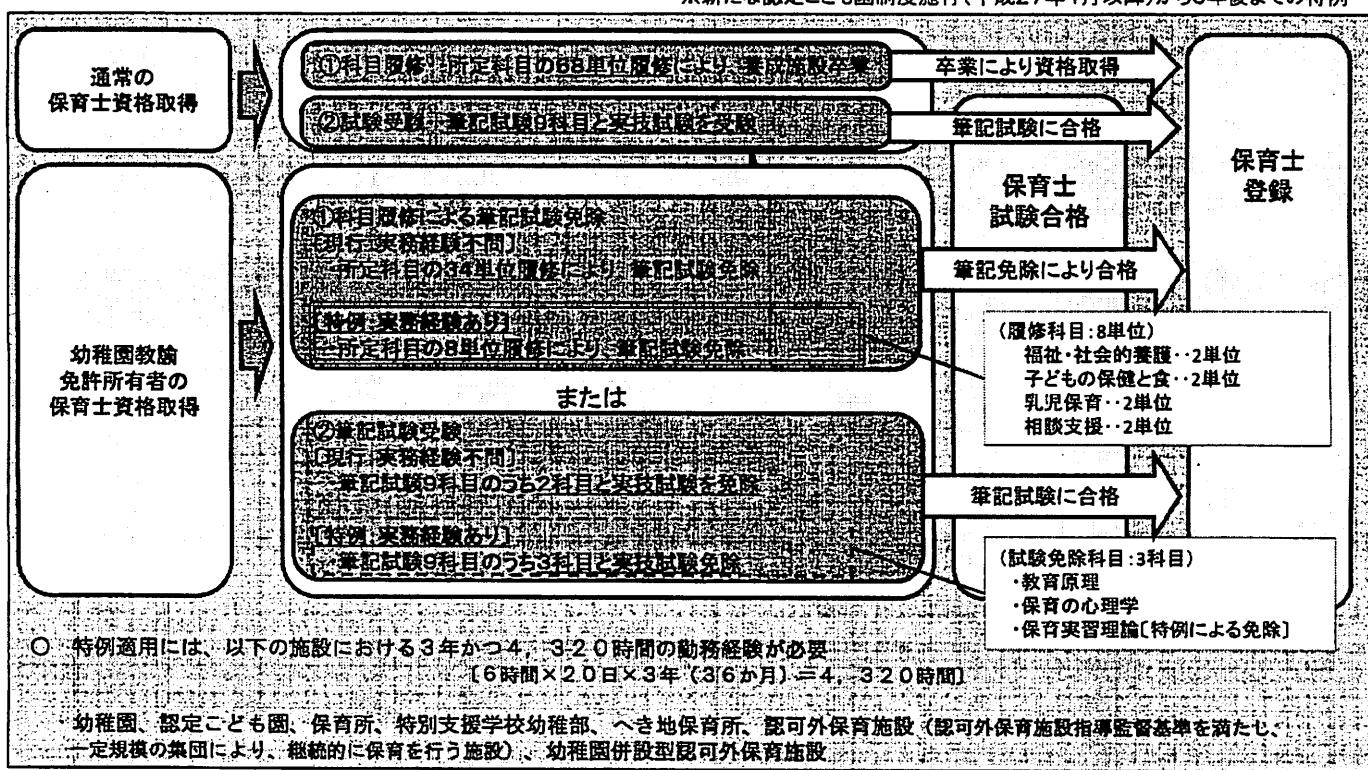
21

保育士資格の取得の特例の概要

- 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。

※保育所で働く保育士の75%が幼稚園教諭免許を併有

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例

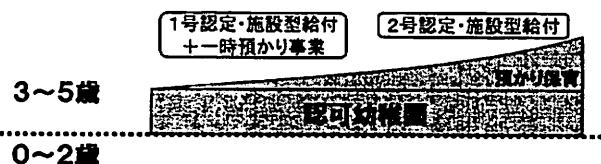


22

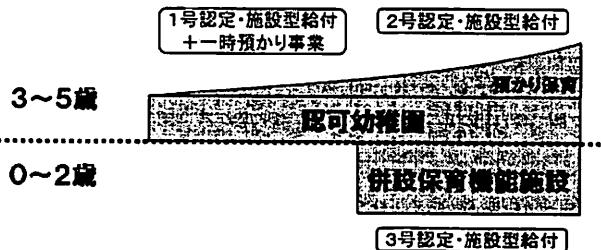
幼稚園型認定こども園の諸類型

- 幼稚園型認定こども園は、施設体系の制度改正ではなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。

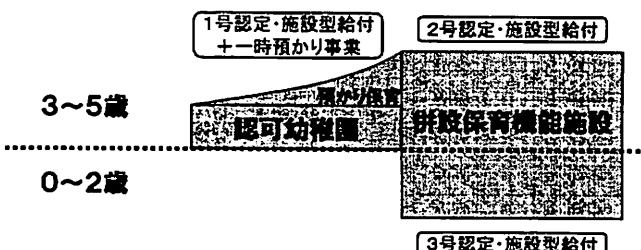
●幼稚園型認定こども園:単独型



●幼稚園型認定こども園:接続型



●幼稚園型認定こども園:並列型



(各類型共通)

○保育を必要とする子どもの保育は保育士有資格者。なお、満3歳以上児については、保育士有資格者の配置が困難なときは、保育士の資格取得に向けた努力を行っている幼稚園教諭の配置可

○自園調理のための調理室は必置。なお、満3歳以上児については、給食の外部搬入可(加熱・保存等の設備が必要)。また、外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合、独立の調理室は不要(必要な調理設備で代替可)

○満3歳未満児の保育室・ほふく室等は、保育所と同等の基準面積

○接続型・並列型で幼稚園に併設される保育機能施設は、児童福祉法の届出対象外(児童福祉法施行規則第49条の2第4号)

23

※0～2歳児の受入れは必須ではない。

※認可外保育施設は幼稚園と緊密に連携して運営(合同保育)。

事業者向けFAQ【第2版】(抜粋)

<p>Q29)認定こども園は3歳未満児を受け入れなければならないのですか。</p>	<p>認定こども園において受け入れる子どもの対象年齢については、例えば満3歳以上児のみを入園対象とすることなど、各園の判断で設定することができます。</p>
<p>Q32)認定こども園は土曜や長期休業期間も全て閉園する義務があるのですか。また、毎日11時間閉所しなければならないのでしょうか。</p>	<p>現行の認定こども園の開園日や開園時間は、保育認定の子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めることとされており、幼稚園型を含む既存3類型については基本的には変更ありません。 新たな幼保連携型認定こども園については、日曜・祝日以外について、1日11時間開園することを原則としつつ、保育の利用希望がない場合など、就労の状況等の地域の実情に応じ、各施設の判断で弾力的に運用することを可能としています。 なお、公定価格の取扱いにおいて、常態的に土曜日を閉所する場合については、公定価格の減額調整を行うことになります。また、保育標準時間認定の子どもが11時間の利用を必要とする場合には、施設型給付の範囲内で対応することが必要となります。</p>
<p>Q38)認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか。</p>	<p>幼保連携型認定こども園においては、保育認定(いわゆる2号・3号認定)子どもについては食事の提供を行うことが必要です(教育標準時間認定(いわゆる1号認定)子どもについては施設の任意)。 食事の提供にあたっては自園調理が原則ですが、満3歳以上の子どもについては一定の条件下で外部搬入が可能です。その場合は、独立した調理室ではなく、現行の保育所と同様、加熱、保存等の調理機能を有する設備で代替可能です。また、自園調理による食事提供対象人数(1号認定子どもに食事の提供を行う場合は、当該1号認定子どもの数も含む)が20人未満の場合は、独立した調理室ではなく、必要な調理設備で代替可能です。 また、保護者が希望する場合や行事の日などにおいては、弁当持参による対応が認められます。 なお、幼保連携型以外の認定こども園の3類型については、各都道府県の条例等により、これと異なる基準となっている場合があります。</p>
<p>Q39)認定こども園へ移行するために必要となる施設整備の支援にはどのようなものがありますか。</p>	<p>認定こども園への移行に伴い、必要となる施設整備に対する支援としては、安心子ども基金により、以下の財政支援メニューを用意しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保育所緊急整備事業(保育所の施設整備費に対する補助) ②賃貸物件による保育所整備事業(賃貸により保育所を設置する場合の改修費等に対する補助) ③認定こども園整備事業(幼保連携型認定こども園の幼稚園、又は幼保連携型の要件を満たす幼稚園型認定こども園の保育所機能部分や保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の新設・修理・改造に対する補助) ④幼稚園耐震化促進事業(認定こども園を構成する幼稚園(予定含む)の改築・増改築(耐震化)に対する補助) このうち、認定こども園の保育所機能部分の整備費事業は、従来、1歳以上の全年齢の子どもを受入れることを条件していましたが、平成25年10月18日付け要綱改正により、その条件は廃止しています。～後略～

VI. 地域型保育事業(小規模保育事業)

地域型保育事業について

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。

◇小規模保育（利用定員6人以上19人以下）

◇家庭的保育（利用定員5人以下）

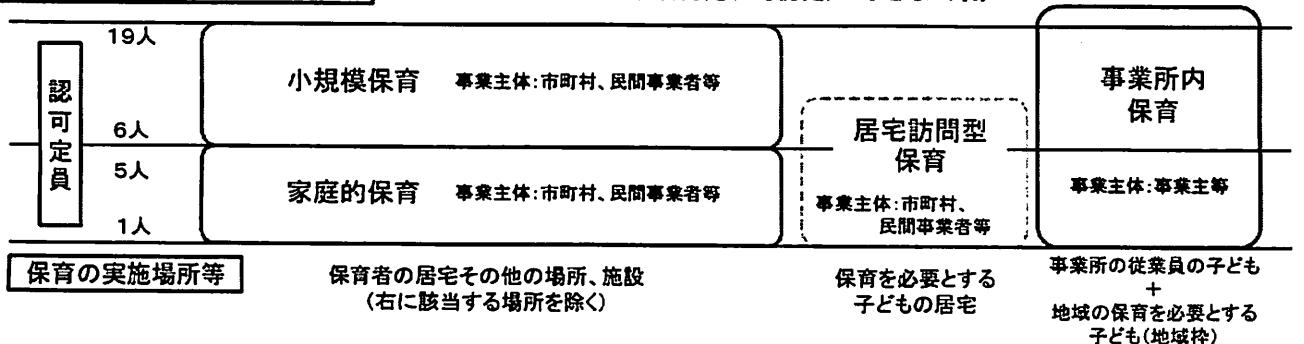
◇居宅訪問型保育

◇事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け

※原則として3歳未満の保育認定（3号認定）の子どもが対象



26

地域型保育事業（小規模保育事業）の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型（保育所分園、ミニ保育所に近い類型）、C型（家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型）、B型（中間型）の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準>

	保育所	小規模保育事業		
		A型	B型	C型
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
職員 資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例 有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備 面積	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65m ² ほふく室 1人当たり3.3m ² 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98m ²	0歳・1歳児 1人当たり3.3m ² 2歳児 1人当たり1.98m ²	0歳・1歳児 1人当たり3.3m ² 2歳児 1人当たり1.98m ²	0歳~2歳児 いずれも1人3.3m ²
処遇 等	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

※ 小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。→ 現に3歳未満児を受け入れている幼稚園併設保育機能施設（現在は児童福祉法に基づく届出の対象外）は、施行後5年間は、調理設備・調理員の基準を適用しないことができるため、弁当、外部搬入でも可。

27

家庭的保育事業等の認可基準について

- 家庭的保育事業等については、現行の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。
- <主な認可基準>

	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
職員	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) *市町村長が行う研修を修了した保育士、保育員と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育員と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等 0歳～2歳児 1人当たり3.3m ²	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
処遇等	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理員調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備	—

- ※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の認定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

45

VII. 地域子ども・子育て支援事業 (一時預かり事業、放課後児童クラブ)

地域子ども・子育て支援事業の概要について

- 市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- 国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- 費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るために、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

29

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として屋間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

30

一時預かり事業(幼稚園型(仮称))の創設

幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に園児(教育標準時間認定の子ども(1号認定子ども))を対象に行う「幼稚園型一時預かり事業」(仮称)を創設

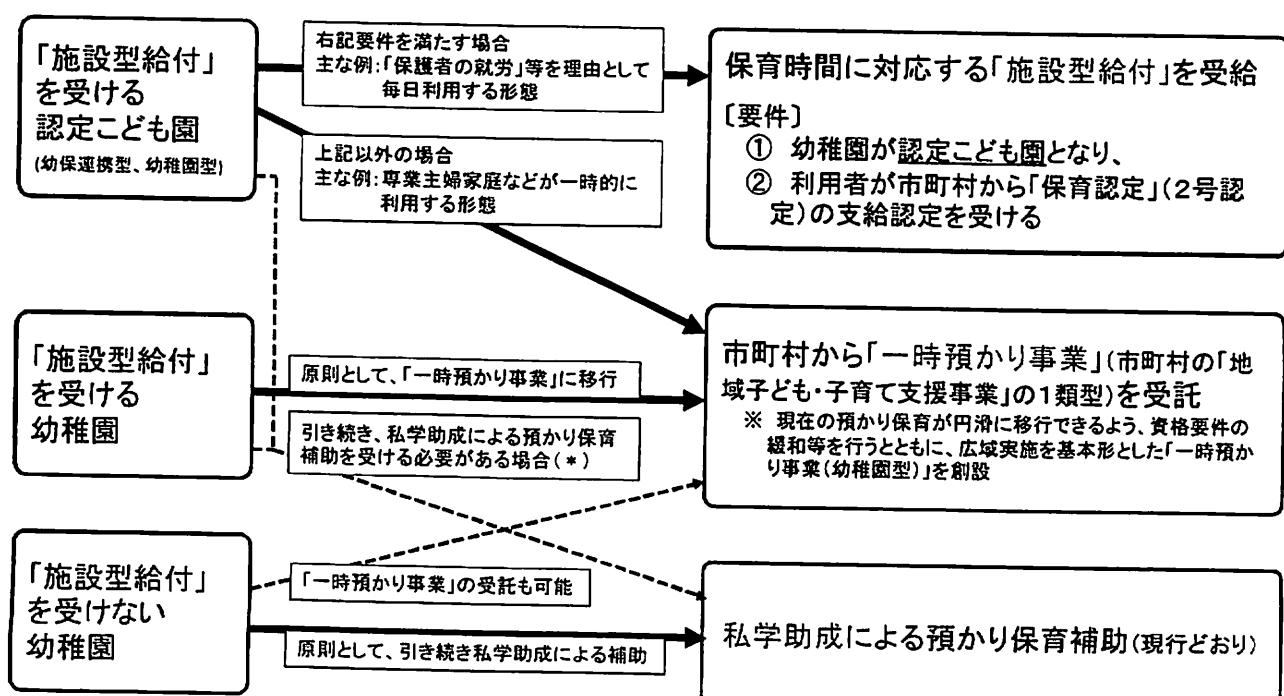
		「幼稚園型」の要件等			
実施主体		市町村(子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として実施)			
実施場所		<u>幼稚園又は認定こども園</u>			
対象児童		在籍園児(教育標準時間認定(1号認定)の子ども)を対象とする。※保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育とともに一括して施設型給付の対象となる。園児以外の子どもの一時預かりも併せて実施可			
職員	職員数	認可保育所と同じ	0歳児 3:1 3歳児 20:1	1・2歳児 6:1 4歳以上児 30:1	
	資格	2人以上の配置を求めるが、幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、1人で可	※ 担当職員は常勤・非常勤を問わない	保育士又は幼稚園教諭(3歳以上児に限る)	
設備・面積	保育室等	認可保育所と同じ	2歳以上児 保育室又は遊戯室 1.98m ² /人 2歳未満児 乳児室 1.65m ² /人 ほいく室 3.3m ² /人 など		
補助単価		※ 通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可			
実施形態		一時預かり事業の他の類型や公定価格との整合性を踏まえ検討			
その他		利用者の居住市町村が園に委託等して実施(当該市町村域外に所在する園も含む)することを基本とする(関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可) ※施設型給付と同様の形態			

(参考)

- 一時預かり事業(安心こども基金)…現行は保育所型と地域密着型の2類型があり、1,165市町村(全国の67%)、7,656か所(うち保育所型7,311か所)で実施(幼稚園の実績はほとんどなし)。
- 預かり保育推進事業(私学助成)…全都道府県で7,454園(私立幼稚園の94%)で実施。

31

幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い



(*) 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置(ただし、現在、都道府県による私学助成の預かり保育補助を受けている園に限る)

(注) 私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。